

# 空き家所有者の方へ

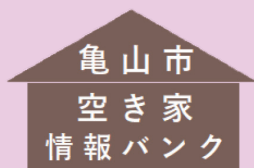
## 売却・賃貸のご案内

利用されるご予定のない空き家をお持ちの方で、売却・賃貸をお考えの方は、この機会に「亀山市空き家情報バンク」や「不動産仲介業者」へ登録して、売却・賃貸しませんか？

売りたい人・貸したい人

自分の代で売却処分したい！

家賃収入にしたい！



※市では、空き家物件の情報提供を行います、  
斡旋・交渉・契約などは行いません。

一軒家に住みたい♪



買いたい人・借りたい人

### 空き家の管理について

空き家は個人の資産であり、所有者または管理者には、適切に管理する責務があります。

十分な管理をせず空き家を放置した結果、倒壊などにより他人に損害を与えてしまった場合、その所有者は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

空き家を定期的に点検し、敷地内の清掃、除草や伐採、建物の状態によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を行ってください。

### 相続登記の義務化について

近年、不動産（土地・建物）をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題となっています。そのため、所有者不明土地解消のために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

相続登記の手続きは、不動産の所在地にある法務局に申請して行います。手続きの方法などは管轄の法務局や登記の専門家である司法書士会などへご相談ください。

# 木造住宅所有者の方へ

「耐震性の向上」や「老朽化空き家の倒壊予防」のため、無料耐震診断の結果、**耐震基準を満たしていない木造住宅**の耐震補強工事・除却工事の補助事業を行っています。



### 木造住宅の無料耐震診断

対象

昭和56年5月31日以前に着工の  
木造住宅（3階建て以下）  
※その他にも条件があります。

**無料**

### 除却工事補助金

**最大30万円補助**

### 耐震補強工事 + リフォーム工事補助金

対象

【耐震補強工事】  
耐震基準を満たす  
ための主要構造部分の  
補強工事（壁、柱など）



**最大  
150万円  
補助**

対象

【リフォーム工事】  
耐震補強工事以外の  
改修工事  
（風呂、トイレなど）

**最大  
40万円  
補助**

※補助金は契約前に市へ申請が必要です。その他にも条件がありますのでお問い合わせください。

お問い合わせ先

亀山市建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 E-mail: sumai@city.kameyama.mie.jp

TEL: 0595-84-5038

FAX: 0595-82-9669

# 令和7年度

## 固定資産税・都市計画税 納税義務者の皆様へ

### 納税通知書・納付書について

令和7年度固定資産税・都市計画税は、令和7年1月1日現在の市の固定資産課税台帳上の所有者(納税義務者)に課税されます。このため、令和7年1月2日以降に土地や家屋を売買等されたり、家屋を取り壊された場合でも、令和7年度の納税義務者は変わることはありません。

また、税額の月割り、日割り計算はありませんのでご理解ください。

※都市計画税は、都市計画区域内に所在する土地・家屋に課税されます。

### 課税明細書(土地・家屋)について

令和7年1月1日現在、亀山市内に所有の物件を記載しています。

(非課税及び免税点未満の物件は課税明細書に記載していません。)

所有されている固定資産(土地・家屋)がすべて記載されているかご確認ください。

次に該当する場合は、税務課へご連絡ください。

- 所有していない土地、家屋が記載されている。
- 所有している土地、家屋が記載されていない。
- 昨年までに取り壊した家屋が記載されている。

### 税務課への届出について

**次に該当**する場合は、**税務課へ**届け出てください。

#### 納税通知書の送付先に関する手続き

- 納税義務者が亡くなられ、その相続人のうちから被相続人の賦課徴収等に関する書類を受領する代表者を指定されるとき。
- 納税義務者が海外へ転出されるとき。
- 市外在住の納税義務者が住所を変更されるとき。
- 共有名義の代表者を変更されるとき。

#### 口座振替に関する手続き

- 被相続人名義の固定資産税について口座振替をご利用の場合で、相続登記による名義変更後も、引き続き口座振替での納付を希望されるとき。

#### その他の手続き

- 家屋の新築、増築や取り壊しをされたとき。
- 未登記家屋の所有者を変更(売買・相続等)されたとき。

お問い合わせ先

亀山市総務財政部 税務課 資産税グループ  
E-mail: shisanzei@city.kameyama.mie.jp

TEL: 0595-84-5010  
FAX: 0595-82-3883

お問い合わせの際は、納税通知書右上に記載されている《宛名番号》をお伝えください。